

一般社団法人 茨城県トラック協会長 殿

関東運輸局自動車交通部長
関東運輸局自動車技術安全部長

新型コロナウイルス感染症まん延防止に向けた来庁抑制について（協力依頼）

日頃より関東運輸行政の推進にご理解・ご協力賜り、誠にありがとうございます。

さて令和2年4月17日付で、事務連絡『緊急事態宣言発出期間中における来庁抑制について』（以下単に「事務連絡」と言います。）を発出し、緊急事態宣言発出期間中においては、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、各種申請・届出は郵送によりご提出いただくこと等につきご協力を依頼したところです。

今般、1都3県（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）は、引き続き緊急事態措置を実施すべき区域と位置づけられ、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指すなど、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組みを進めていくこととされました。

一方、4県（茨城県・栃木県・群馬県・山梨県）は、今般、緊急事態措置を実施すべき区域から除外されることとなったものの、「人と人との距離の確保」など基本的な感染対策を継続することが必要とされました。

こうした状況を踏まえ、感染拡大を予防する新しい生活様式の普及が求められる当分の間においては、事務連絡にて協力をお願いしました以下の点につきまして、引き続きご理解・ご協力いただけますようお願い致します。併せて、貴協会傘下会員にも周知いただけますようお願い致します。

1. 各種申請・届出は、郵送による提出が可能であることから、極力、郵送によるご提出をお願い致します。
2. 旅客及び貨物自動車運送事業の実績報告書は、電子申請での提出も可能であることから、極力、郵送又は電子申請によるご提出をお願い致します。
https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/page_btm/sinsei_tetuzuki_annai.html
3. 提出期限に余裕がある等の各種申請・届出、報告書の提出等は、可能な限り控えていただくようお願い致します。また、来庁される場合であっても、できるだけその機会を減らしていただけるよう、各種申請や届出はまとめてご提出いただくなどの工夫をお願い致します。
4. 運輸局ホームページにて各種手続きに係るQ&Aを掲載しますので、来庁される前や電話等でお問い合わせされる前には、一度、ご確認いただくようお願い致します。
http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/kansensho/jikou_soudan.html

以上